

ヴェーバーの支配の正当性論の再考(1)諸家の議論の整理を通して

長山, 恵一 / NAGAYAMA, Keiichi

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration : reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

11

(終了ページ / End Page)

41

(発行年 / Year)

2014-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009641>

<論 文>

ヴェーバーの支配の正当性論の再考（1） —諸家の議論の整理を通して—

長 山 恵 一

【抄録】 ヴェーバーの支配論を『経済と社会』の「新稿」と「旧稿」を比較しつつ検証した。「新稿」の支配論では、上（支配者）から正当の秩序が下（被支配者大衆）に向けて流出論的に天下るように記述され、一方、下から上へのモーメントは「正当性信仰」という概念規定の曖昧な用語が使われている。新稿の支配論では上下双方の支配のモーメントがうまく結び付いた形で説明されておらず、そこに理論的な飛躍・解離が見られる点が従来から批判されてきた。それに対して、旧稿の支配論は諒解概念や「自己義認・自己正当化」論で論理が緻密に組み立てられていると考えられてきた。新稿と旧稿の支配論を検証した結果、ヴェーバーの支配論は上から下へのモーメント（イ）と下から上へのモーメント（ニ）という垂直のファクター（すなわち（イ/ニ））と、より水平的なモーメントで価値準拠的行為・慣習律にかかわる（ロ）と予想準拠的行為・利害得失にかかわるゲーム論的な（ハ）の水平のファクター（すなわち（ロ・ハ））の二つがあり、それが [イ/（ロ・ハ）/ニ] という形で、ヴェーバー支配論の全体を構成していることが分かった。ヴェーバーは人間の道具の使用にかかわる習熟・自動化の過程や道具の授与などをベースに支配という現象を説明しようとした。しかし、彼が諒解や授与で説明できているのは全体図の中の [イ/（ロ・ハ）/★] の部分のみである。被支配者大衆が上からの命令に対して自発的に納得・承認、服従する意識性・規範性の高い出来事（つまり [★/（★・★）/ニ]）についてはヴェーバーの理論ではうまく説明されていない。これは道具の使用の例で言えば、ヴェーバーが例示した学習の習熟プロセスとはまったく異質な洞察学習（=脱構築のメカニズム）と関係している。人間の道具の使用の全体像は習熟・自動化のプロセス（構築化のモーメント）と洞察学習のプロセス（脱構築のモーメント）という相反する二つの事象の力動的関係が見えたとき初めて理解できる。しかし、ヴェーバーの行為論的社会学はドイツ歴史学派経済学に潜む全体論的・流出論的な価値判断を排斥・否定する苦闘の中から生み出されたものであり、認識論的にもディルタイやブントなどの直観的、集合的な価値要素を排除することで構成されている。つまり、ヴェーバーの社会学的方法論は人間の価値の構築性の側面にもつぱら焦点を当てた診断学的なものとなっており、支配論に引き付けて言うならば、それは正当化の機制にかかわっている。旧稿の支配論が自己正当化・自己義認や諒解と

いった構築性の原理で専ら説明されているのはこれ故である。正当性（脱構築）と正当化（構築化）は現象として相反するものであり、互いに相入れない関係にある。ヴェーバーは方法論上の原理的な制約から、支配の正当性をうまく説明できないのであり、旧稿の「理解社会学のカテゴリー」では、支配の正当性を「正当性」諒解（＝適法性に対する特有の信仰）という奇妙な造語によって概念規定が曖昧なまま説明しようとしている。しかし、支配の原理的な説明部分には、この「正当性」諒解は一切登場せず、支配は専ら正当化・自己義認、諒解で説明されている。一方、旧稿の「支配社会学」から場所的にやや離れたところにある「政治ゲマインシャフト」や関連する諸項、あるいは「種族的ゲマインシャフト」の項においては、この「正当性」諒解（＝適法性への特有の信仰）が説明の中心概念として登場し、今度は逆に正当化論の話がきれいに抜け落ちている。こうした旧稿全体の論理構成を見ると、ヴェーバー自身が「正当性」と「正当化」の違いを明確に自覚しながらも、支配の正当性を方法論的な制約から説明しあぐねている様子が伝わってくる。つまり、新稿のみならず、旧稿の支配論においても、理論的な飛躍や解離が起きているのである。

【キーワード】 マックス・ヴェーバー Max Weber 支配 domination 正当性 legitimacy
諒解 consensus

（I）はじめに

筆者はこれまで天皇制の本質について種々の方向から議論を積み重ねてきた。ここで再び原点に帰って問題を整理してみたい。天皇制の本質を理解するということは日本社会における支配をどう理解するかに他ならない。支配の問題をより普遍的に議論しようとするとき、ヴェーバーの支配論をどう理解するかは重要な鍵となる。天皇制を戦後始めて学問的に論じた丸山真男（1976、1986）も、また近年の水林彪（2006）の天皇制論も、いずれもヴェーバーの支配の *Legitimität* 正当性（丸山流には正統性、水林流には合法性となる）との対話から天皇制の本質を読み解こうとしたのは単なる偶然ではない。

ヴェーバーの支配の正当性を論じるということは、ヴェーバー社会学の晩年の到達点である主著『経済と社会』を論じることに他ならない。議論の拡散を避け、ヴェーバーの支配の正当性論に焦点を当てるために、本稿では折原浩（2007）の著作とそれを受けて奈良女子大で開催されたシンポジウム（マックス・ヴェーバーにおける歴史学と社会学）をまとめた著作（小路田ほか2009）を中心に考察を進めていきたい。折原の著作は水林彪の天皇制論（水林2006）とヴェーバーの支配の正当性論に関する水林の論考（水林2007）を受けて書かれたものであり、『経済と社会』の支配の正当性論が詳細に論じられており、ヴェーバーの方法論や科学論との兼ね合いで原理的な考察

が展開されている。一方、奈良女子大学のシンポジウムでは折原浩と水林彪を中心に小路田泰直、雀部幸隆、松井克浩、小関素明の各氏がヴェーバーの支配論をめぐって活発に議論を交わしている。上記の二書はヴェーバーの支配の正当性論の研究の現状や到達点を知る上で最も重要かつ網羅的な書物であり、筆者が本稿で二書を中心にヴェーバーの支配論を論じる理由はそこにある。

折原 (2007、207頁) が言うように、『経済と社会』の新稿部分 (1部) と旧稿部分 (2部) ではアプローチや方法論が相当に異なっており、新稿の支配論 (邦訳名『支配の諸類型』) は『社会学の基礎概念』の方法に沿って書かれており、一方、旧稿の支配論 (邦訳名『支配の社会学Ⅰ・Ⅱ』) は『理解社会学のカテゴリー』の方法に沿って書かれている。つまり、ヴェーバーの支配の正当性論を考察する場合、新稿と旧稿は分けて論じないと正確な議論が不可能であることはヴェーバー学の常識となっている。新稿はヴェーバーが読者のために分かりやすく書こうとしたために議論が平板になっており、ヴェーバー社会学本来の緻密で深い議論は旧稿の方で展開されているというのが一般的なヴェーバー理解である。事実、上記二書の支配論・支配の正当性論はいずれも旧稿のそれを中心に議論が展開されている。

本稿ではまず次章で『経済と社会』新稿を中心にヴェーバーの支配の正当性論を考察した柳父 (2010) の論考に沿って問題点を整理し、それを受けて次々章で旧稿に沿った支配の正当性論を検証してみたい。本稿で、あえてそうした議論の進め方をする理由は何かと言えば、次のようなものである。新稿における支配の正当性論は論理の飛躍が最初から見えやすいがヴェーバーの支配論の全体像がつかみやすい利点がある。一方、旧稿は確かにこれまで諸家が指摘してきたように、新稿より論理が緻密に組み立てられており飛躍が一見目立たない。しかし、旧稿の支配論を詳細に検証してみると、実際はその底には新稿と同じ論理の飛躍や解離が隠されていることが分かる。それは単なる誤謬によるものではなく、彼の社会学の方法論 (『理解社会学のカテゴリー』によって提起された行為論的社会学) や認識論的な議論 (ヴェーバーの科学論に関する基本的スタンス) にまでかかわる本質的な問題である。

(Ⅱ) 『経済と社会』(新稿) を中心とした支配の正当性 Legitimität にかかわる議論

柳父 (2010) はヴェーバーの支配の正当性の問題を支配の Legitimität (Legitimacy) をどう訳すかという丸山真男の議論から説き起こしている。政治学の領域では旧来から Legitimacy は正統性の訳語が当てられてきた。それは Legitimacy を正当性と訳してしまうと、その支配が道徳的にも「正当」だという意味に誤解されるからである。しかし、Legitimacy を正統性と訳すと今度は「血統の正統性」や「正統と異端」の意味での正統と混同されやすい。よって、本当は Legitimacy は福沢諭吉の「政統性」という訳語が一番よかったというのが丸山真男の見解である。柳父はヴェー

バーの『支配の諸類型』『社会学の基礎概念』（つまり『経済と社会』新稿）に依拠しながらヴェーバー理論における支配の Legitimität の独特な構造を解き明かしている。彼によればヴェーバーの支配の Legitimität の特徴は Legitimacy の問題を「動機の意味理解」の方法の下に、被治者の自発的服従が最も安定的となる「レギティミテートに関する信仰 (Legitimitätsglaube)」のレヴェルまで押し詰めて考察したことであり、それは福沢諭吉が述べている被治者における支配権力の「政統性」の承認の根拠論を一層詳しく検討したものだという（柳父2010、166頁）。彼はさらにヴェーバーの『支配の諸類型』における Legitimität 論や Legitimitätsglaube を検討し、ヴェーバーの支配論の特徴を次のような多層構造として整理している（柳父2010、172-174頁）。

（一）単なる強制としての支配。（二）自発的服従を伴う「真正の支配」-ここには種々の、習俗的・情緒的・物質的利害に基づく最小限の被治者側の自発的な服従の諸動機が存在が必要である。（三）その中でもいっそう安定的な支配には「情緒的」もしくは、何らかの特定の価値理念に志向する「価値合理的」な服従動機が存在が必要となる。（四）さらなる支配の信頼し得る基盤、あるいは支配の強力な安定性を保証するのが正当性の信仰 Legitimitätsglaube であり、そこには服従への「拘束的で規範的」な意識が存在する。

柳父（2010、178-179頁）によれば、ヴェーバー支配論の最大の特徴は（四）の「レギティミテート信仰」にあり、それは通常の政治学の経験的なレジティマシーの用語法のニュアンスを超えた一層強烈な性格を帯びた独特の「正当化」への人々の主観的意識・パトスが分析されているという。彼はさらにヴェーバーの支配の Legitimität 意識を次のようにまとめている。①最も基層には当該社会の人々の生を大きく規定し、人々の「帰依」ないし「信頼」の対象となっている一定の神聖な価値対象（その意味でも「神聖なもの」）への、人々の「信仰」が存在している。②次にこの基礎の上に、そうしたベーシックな信仰に含まれている、またはそこから派生する、それぞれに固有の服従「規範」の類型が生じる。こうした①の基礎的な信仰にもとづいて正当化された②支配・服従関係には、被治者は極めて積極的、信念的に従うべきだということを、各自の自発的な Sollen として内面において被治者が意識している。③個々の具体的な「支配」は、それがこの①プラス②の論理に適っているものだと、多くの被支配者が考えている限り、もっとも強い意味で「普くその国の人民の」支持するところの「正統的」ないし「政統的」権力としてオーソライズされることになる。

柳父（2010、180頁）はヴェーバーの支配の Legitimität、Legitimitätsglaube にかかわる自らの議論を総括して、そもそも政治的=政治学的概念としての「レギティミテート」（つまり正統性の系譜）と被治者の主観における「聖なる」ものへの「信仰」とが結びついている（つまり正当性の系譜）という事態を一つのコンセプトにまとめた「レギティミテート信仰」というユニークなヴェー

バーの支配概念の意味を一語でカヴァーする訳語を作るのは難しいと結論づけている。

上記の柳父の理解を筆者なりに整理すれば、おおむね以下ようになる。『経済と社会』新稿においてヴェーバーの支配論は(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の4つに構造化される。(イ)と(ロ)(ハ)と(ニ)は相互に質の異なる現象であり、(イ)と(ニ)は明確な上下関係で生じる支配現象である。(イ)は上から下への「強制」を伴う支配であり、一方、(ニ)は反対に被治者が「拘束的で規範的」な意識の下、きわめて自発性に上への支配に服従する現象である。つまり(イ)と(ニ)の方向はまったく反対だが一対の現象と言える。柳父(2010、173頁)が『支配の諸類型』を引用して、“すべての支配は、その正当性 Legitimität に対する信仰を喚起し、それを育成しようと努めて”いると述べているのは、こうした上下一対の支配の現象を指してのことと考えられる(『経済と社会』旧稿の支配論においても非対称的な支配関係において、支配者は被治者に向け「共属意識」や「品位感情・威信感情」を喚起して支配を安定化させようとし、被治者側でも拘束的で規範的な適法性にかかわる信仰が重要な意味をもつといった論理が政治ゲマインシャフト論で展開されている一詳しくは次項で論じる)。

これに対して、(ロ)(ハ)は(イ)(ニ)に比較してより水平的な相互行為のやり取りにかかわる支配現象である。柳父も言うように(ハ)は「物理的・目的合理的」な動機にもとづいた支配であり、行為類型としては利害にかかわる目的合理的行為(旧稿の用語法に従えば予想準拠的行為)である。他方(ロ)は典型的には特定の価値理念を志向する価値合理的行為(旧稿の用語法に従えば価値準拠的行為)にかかわる支配現象である。(ロ)や(ハ)はヴェーバー本来の方法論(行為論的社会学)の本筋にかかわる議論の系列と言えよう。(ハ)より(ロ)の方がより安定的という違いはあるものの、[支配者/被治者]の関係性の違いや支配に伴う自発性・規範性・拘束性の違いを考慮してヴェーバーの支配論を簡潔に整理すれば、(イ/ニ)という非対称的で垂直的な構造と(ロ・ハ)という対称的で水平的構造の二つのモーメントから彼の支配論は構成されていることが分かる¹。

ここまでの議論からヴェーバーの支配の Legitimität (正当性) に関して、いくつかの疑問点が浮かび上がってくる。第一の疑問点はヴェーバーの支配の Legitimität (正当性) 論で最も重要な概念が『経済と社会』新稿に関する限り、柳父も指摘するように(ニ)の正当性信仰 Legitimitätsglaube

¹ (ロ・ハ)にかかわる行為論との兼ね合いからヴェーバー社会学における秩序形成の原理を「諒解」概念から読み解こうとしたのが松井克浩(2007)である。彼は奈良女子大のシンポジウムにおいても「諒解」に関連づけてヴェーバーの支配論を解釈しようとする。しかし、多くのシンポジストからヴェーバー支配論の本質は松井が言うような水平的な関係を基本とするゲーム論的な出来事ではないと批判を受けてしまう。これはヴェーバー支配論における(ロ・ハ)と(イ/ニ)の二種のモーメントの違いに関連している一詳しくは後に論じる。

だという点である。『経済と社会』新稿の支配の理論に正当性信仰 Legitimitätsglaube という曖昧な用語を用いたことの意味は極めて重大である。これは新稿が読者への分かりやすさを優先したために起きたとは到底思えない。なぜなら、ヴェーバー自身『経済と社会』新稿の巻頭を飾る方法論的著作『社会学の基礎概念』の中で、読者への分かり易さを重視はするが本質的な問題については分かり易さより本質的な事柄を優先すると明言しており（ヴェーバー1921/1987、5頁）、支配の Legitimität という重要な問題で読者の分かりやすさからこうした妥協をしたとは考え難いからである。正当性信仰 Legitimitätsglaube という説明「概念」は単に曖昧というだけでなく、ヴェーバー社会学の方法論との兼ね合いから実に大きな問題を孕んでいる。詳しくは別稿で論じるが、ヴェーバーは1897年から1902年の精神的危機を経た後、1903年に発表した「ロッシャーの歴史的方法」（『ロッシャーとクニースと歴史的経済学の論理的諸問題』第一部）を皮切りに1907年発表の「シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」にいたる5年間に爆発的に多くの社会科学的認識論に関する諸論文を発表している（向井1997、13頁）。ヴェーバーの科学論は形而上学的思弁としてではなく、あくまで彼の実証的な社会学研究と密接に結合してなされているのが特徴である（向井1997、16頁）。ヴェーバーの科学論でもっとも有名かつ重要な論文「社会科学と社会政策にかかわる「客観性」」は『社会科学および社会政策アルヒーフ』創刊号（1904年）の巻頭を飾り、同書第2号にはこれまた有名な「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」が発表されている。向井（1997、283頁）によれば、ヴェーバーは前者の論文で説いた社会科学的方法論をいわば模範的に実践して後者の宗教社会学的論文を書いたとされる。1903年の「ロッシャーの歴史的方法」に始まるヴェーバーの科学論は1906年1月に同時に発表された「クニースと非合理性の問題」（『ロッシャーとクニースと歴史的経済学の論理的諸問題』第三部）と「文化科学的論理学の領域での批判的研究（一般に『マイヤー論文』と称される）で大枠において完成されたとされている（向井1997、412頁）。つまり、その後に発表された「理解社会学の若干のカテゴリーについて」（1913年発表）を方法論的基礎とする『経済と社会』旧稿も「社会学の基礎概念（1921年遺稿として発表）」を方法論的基礎とする『経済と社会』新稿も、社会科学的認識論に関して言えば、1903年から1906年の間に達成された成果を社会学研究に実践的に応用したものと見なすことができる。ヴェーバーの社会科学的認識論の特徴を向井（1997、17-18頁、213-214頁、221-222頁）に依拠してまとめれば次のようになる。ヴェーバーはみづからをドイツ歴史学派経済学の門弟と自認していたが、彼は病気の回復期にあたってみづからの学問の根源へと遡り、ドイツ歴史学派に残存していた方法論的な混乱を検証し、社会科学的認識論を深め、ついにはドイツ歴史学派経済学を解体にまで追い込んだ。そこでヴェーバーがもっとも問題にしたのはドイツ歴史学派経済学が一方では経験的志向をもちながら、他方では「民族精神」や「生命力」「神の意図」と言ったドイツ・ロマン派

的な超経験的・形而上学的な色あせた残滓を内在させていた点であった。ヴェーバーはカントが自然科学の認識論で行った存在 Sein と当為 Sollen の峻別を社会科学にまで拡大し、「存在するもの (=経験的なもの)」にかかわる事実判断である社会科学的認識と「存在すべきもの (=形而上学なもの)」にかかわる価値判断である社会政策的な認識との厳格な区別を要求した。つまり、彼はドイツ歴史学派経済学に残っていたドイツ・ロマン派的な形而上学的な価値判断の残滓を追放し、社会科学を厳密に経験的基盤におこうとしたわけである。これを喩えて、向井 (1997、18頁) は“17世紀にガリレオが数学と実験にもとづいた客観性をもった近代自然科学を創造したこと、そして18世紀にカントがこの自然科学を認識論的に基礎づけようと試みたこと、この二つのことをヴェーバーは社会科学の領域において一身に担い、しかも同時に遂行しようとした”と述べている。ヴェーバーは社会科学のうちに価値判断を持ち込むことを「悪魔の仕業」と厳しく弾劾し、社会科学から価値判断を追放しようとしたのは、信仰や決断にかかわる主観的な価値判断を科学的で客観的な事実判断より過小評価していたからではない。むしろ事態は逆であり、ヴェーバーにとって価値や当為といった「世界を揺り動かす意義をもち、最大の思想的射程をもつ問題、ある意味では人間の心をゆさぶる最高の問題が、・・・経済学のような一専門科学の議論の対象にされてしまうことに耐えられなかったからである」。ヴェーバーにとって「いかに生きるべきか」は科学の手の届かない超経験的な至高の場所に位置するものであり、カントと同様、彼は信仰を知識の上に置いたのである (向井1997、221-222頁)。ヴェーバーは上記の社会科学的認識論の成果を土台にして『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』や『経済と社会』といった主著を書いたわけであり、それを考えれば、彼が『経済と社会』新稿のもっとも重要な理論的説明に信仰 glaube という社会科学研究とは相容れない用語を用いたことの奇妙さや事の重大さが理解できるだろう。これを言い換えれば、支配の Legitimität 正当性の社会科学的説明に信仰 glaube という用語を持ち込むことは、ヴェーバーみずからが立てた方法論の原則のみずから裏切る行為に他ならない。

ヴェーバーの科学的認識論においては、ドイツ歴史学派経済学に潜むヘーゲル的な全体論的な流出論を価値判断として社会科学から放逐することが最大の眼目であった。にもかかわらず、折原浩 (2007、218頁) によれば『経済と社会』新稿の支配論の構造は正当的秩序が全体的な流出論のように行為者のところに天下り降ってくる論理構成になっているという。折原の批判は (イ/ニ) という支配の垂直的構造が新稿では理論的にうまく説明されていないことを指しており、これは (ニ) の社会科学的説明に「信仰 glaube」という用語を持ち込んだ奇妙さと符合する。

第二の疑問点は (ロ) と (ニ) に価値という同じ用語が使われている点である。ヴェーバーの社会科学的認識論において、人間の「価値」は自然科学と社会科学を区分けする方法論上の要であり、これまでの議論からしても支配の垂直的構造にかかわる (ニ) の「価値」と、より水平的な構造に

かかわる（口）の「価値」が同じものを指すとは考えられない。つまり、支配の説明に際して、価値という重要な概念が両義的に使われている可能性が高いことになる。ヴェーバー理論における「価値」概念の二義的な使用や支配論の二元論的構造については、ヴェーバー研究の古典とも言えるパーソンズ（1937/1974・1989）の論考で既に指摘されている。

パーソンズは『経済と社会』新稿を主な題材として、ヴェーバーとデュルケムという社会学の両巨人を比較考察している。両者は社会学の祖としてあまりに有名だが、その基本的な方法論は方法論的個人主義（ヴェーバー）と方法論的全体主義（デュルケム）とまったく水と油の関係にある。しかし、パーソンズ（1937/1989、32-36頁、42-43頁）によればヴェーバーの支配論はデュルケムの有名な「契約の非契約的基礎」と同じ二元論的構造（自然と超自然）になっており、さらにその二元論には聖なる「カリスマ」が密接にかかわるとしている。ヴェーバー理論で行為類型として立てられた〔目的合理性/価値合理性〕と正当の秩序にかかわる価値合理性では述語の意味内容が後者は究極的なものに変容しており、価値が二義性をもって使われている点をパーソンズ（1937/1989、32-34頁）は明確に指摘している。パーソンズ（1937/1989、38頁、42頁、48頁）によれば、“カリスマは正当性と直接に結びついており、ヴェーバーの体系のなかでは正当性一般の源泉を示す名辞に他なら”（38頁）ず、“カリスマ的要素なしにはいかなる正当な秩序も存在しない”（1937/1989、42頁）とされている。また、正当性とカリスマの区別について、“正当性とは、カリスマの制度的適応あるいは体現のことである”といみじくも述べている（1937/1989、48頁）。パーソンズはヴェーバー理論における支配の正当性とカリスマの関係を指摘する中で、ヴェーバーのカリスマ概念が社会変動のより特殊な理論の観点から把握、展開されており、“カリスマ概念を行為の構造図式に関連させてより一般的な観点から捉えていなかった”と批判している（1937/1989、38-39頁）。

ここまでの議論を整理すれば、『経済と社会』新稿の支配論の構造は以下になるであろう。新稿の支配論（支配の正当性 Legitimität 論）はヴェーバーの社会科学的認識論の方法論的な原則（＝方法論的個人主義）を完全に裏切ってデュルケム流の全体論的ファクターを入れ込んだ二元的構造になっており、最も基底にある Legitimitätsglaube 正当性信仰は通常の「価値合理的行為」や「価値準拠的行為」を超えた超自然・超越論的色彩（聖性・究極性）を帯びた特有の性格が附与されており、ヴェーバーがもっとも忌避した流出論的な様相になっている。支配の Legitimität 正当性にかかわる「聖なる」価値はヴェーバーの「カリスマ」概念と密接に関連することは明らかだが、そうした明確な上下関係、非対称的で次元の違いを含んだ〔支配者/被治者〕関係において、何故、被治者側は自発的に Legitimitätsglaube 正当性信仰を抱くのか、その信仰の実体とはいったい何であるのかが論理的に明示されていないのである。このため、上から（支配者）の強制としての支配

がどんな経路・回路を介して被治者側にそうした「聖なる」秩序・価値にかかわる信仰を喚起し、上下双方の支配のモーメントが結びつくのか、その必然的理由が論理的に不明なのである。新稿で見られたこうした支配の二元的構造が『経済と社会』旧稿には見られないのか、はたまた支配の Legitimität 正当性の実体が旧稿ではうまく説明されているのか、次項以降で検証して行きたい。

(Ⅲ) 『経済と社会』(旧稿) を中心とした支配の正当性論について

(1) ヴェーバー支配論における〔自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung〕の重視—慣習律・諒解にかかわる行為論的社会学

ヴェーバー研究では、これまで『経済と社会』新稿より、旧稿の方がヴェーバー本来の方法論(行為論的社会学)に厳密に沿った形で論理が組み立てられているとされてきた。つまり『経済と社会』旧稿は新稿のように秩序一般の問題とからめて、論理の飛躍を含んだ形で支配が論じられているのではなく、あくまでも支配の正当性 Legitimität に照準を合わせて「カテゴリー論文」から一貫した著述がなされているとされてきた。奈良女子大のシンポジウムにおいても支配の正当性 Legitimität 論は『経済と社会』旧稿との関連から、人間の根深い「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」要求を中心に議論が展開されている。折原(2007、216頁)はシンポジウムのきっかけとなったヴェーバーの基礎的研究の著作の中で、『経済と社会』新稿においては秩序制定者の「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」の視点が脱落している点を極めて重視している。折原(2007、29-30頁)は『ヴェーバーの「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」について—「正当化」論の思想的源泉—』という項目の中で、以下のように論じている。フロイトが性欲動・無意識の理論として、またニーチェがルサンチマン論として、さらにはマルクスが経済学的唯物論でイデオロギー論として暴露的に解釈したものをヴェーバーは「止揚」し、理解社会学の方法に鍛え上げたのが「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」論だと言う。彼によればヴェーバーはこうした「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」を、まずは主(支配者)の側に認めて支配論を構成しようとしたと言う。シンポジウムの議論の中で、雀部はヴェーバーがルターの宗教的な人間理解からヒントを得て「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」論を生み出したと述べている。「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」に関する諸家の議論を筆者なりに言い換えてみれば、人間の非合理的な行為の意味を無意識的欲動や権力への意志、あるいはイデオロギー論として不連続的に解釈(暴露)するのではなく、あくまで行為者の主観的な「意味づけ」の回路に沿って社会的(=行為論的社会学)に理解しようとしたのがヴェーバーである。こうした形で人間の非合理的な行為の意味を理解しようとするのがヴェーバー社会学の最大の特徴だと松井

(2007、38頁)も述べている²。

『経済と社会』旧稿の「支配社会学Ⅰ・Ⅱ」における支配の正当性の論述は「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」に沿ってどのように組み立てられているか、筆者なりに以下に整理してみたい。

ヴェーバー支配論の原理的な考え方は、支配社会学Ⅰの第一節「支配の諸構造形態と諸機能様式」(1956/1960、3-31頁)に述べられている。ヴェーバーは支配を組織論的に「支配者」「支配幹部(としての被支配者)」「大衆(としての被支配者)」の3者の関係として捉えている。彼ははっきりとそう明示しているわけではないが、論述全体の流れから判断して、最初の導入部の第一項・第二項では、「支配者(ヘル)」と「支配幹部(としての被支配者)」の間の支配関係を論じており、それを受けた形で支配者層(支配者+支配幹部)と被支配者「大衆」の関係を論じる筋立てになっている。第一項でヴェーバーはまず支配には相互に両極的に対立する二つの型があることを指摘する。①利害状況による(とりわけ独占的地位による)支配と、②権威(命令権力と服従義務)によ

² ヴェーバー社会学のこうした方法論と精神分析的な「暴露的」な方法論は相反すると一般的には考えられている。20世紀初頭に精神分析を創始したフロイトに関する限り、ヴェーバーの精神分析批判は極めて的確であり、フロイトの精神分析が無意識を暴露的に解釈する方法に偏奇していることは明らかである。治療者としてのフロイトは患者を一例も治せていないことは精神療法「業界」では有名な話だが、現在ではその理由はフロイトのあまりに暴露的な解釈方法(つまり乱暴で飛躍した解釈)にあることは精神療法・精神分析の常識の見解となっている。フロイト以降の正統的な精神分析はフロイトの娘のアンナ・フロイトに始まる「自我心理学派」に引き継がれている。アンナ・フロイトの重要な功績は父親フロイトが「抑圧」という機制で見出した心的防衛の考え方を発展・整理して、自我のさまざまな防衛機制(=適応機制)を臨床的・理論的に体系化したことにある。無意識的欲動にかかわる様々な不安や葛藤、欲求不満に対して人間はそれを自分なりに意味づけ、あたかも納得したかのように自分で自分に折り合いをつける機制が防衛機制(=適応機制)である。こうした心理機制は半分は意識的になされるが、半分は無意識・自動的になされるのが特徴であり、それは程度が過度でない限り自我を破綻から守り、適応を助ける働きがあることから適応機制とも呼ばれている。アンナ・フロイト以降の正統的な精神分析が無意識心理学派ではなく自我心理学派と呼ばれている理由は、こうした自我の「意味づけ」や「あたかも納得したかのような心理機制」の治療的意味合いを防衛機制や治療抵抗と関連させて理論的・実践的に重視したからに他ならない。精神分析におけるフロイト以降のこうした歴史的展開を考えれば、ヴェーバーの理解社会学の方法論と精神分析(自我心理学派)の方法論は相反するどころか、まさにびたりと重なり合うのである。ヴェーバーの理解社会学の方法論の核心が行為主体の「意味づけ」であるとされる点のみならず、合理性の退廃態・無意識自動化として「諒解」概念を捉えた折原のヴェーバー研究(折原1969、2000)、さらには「諒解」を「あたかも納得したかのような(半意識的な)機制を介して行われる秩序形成の原理」として捉えた松井(2007)のヴェーバー研究を見れば、ヴェーバーの秩序形成にかかわる社会的な説明は精神分析の自我心理学派が開拓し、その後、一般の臨床心理学や精神医学にまで広まった自我機能の研究とほとんど重なることが分かる。こうした観点からヴェーバーの方法論的問題を検証した精神科学者、臨床心理学者によるヴェーバー研究を筆者は寡聞にして知らない。ヴェーバーが20世紀初頭にフロイトの精神分析を強く意識しつつも、その方法論的な欠陥を鋭く見抜き、その後の精神分析・精神療法を先取りしたかのような洞察を持ち得たことは驚嘆に値する。ヴェーバー社会学の方法論に隠されている原理的な問題が臨床心理学・精神医学の方法を踏まえると見えやすいのは、両者の方法論的な同質性が関連するのである。中野敏男(1990)がいみじくも指摘するように、近年のヴェーバー研究ではフロイトのみならず、フロイト流の暴露的解釈学の哲学版とも言えるニーチェや精神病理学・精神医学の診断学を創始したヤスパースとの関係、さらには心理学者クレペリンとの深い関係が注目されており、精神療法家・精神療法研究者としての筆者がヴェーバーの基礎的方法論を論じる必然性もまさにここにある。

る支配、の二つである。①の純粋な型は市場における独占的支配であり、この種の支配は被支配者の利害にのみ従う（形式的には「自由な」）行為に対して、何らかの仕方で確保されている財産の力で影響力を揮う類の支配である。一方、②の純粋な型は、家父長の権力・官職的権力・君主の権力であり、この種の支配は一切の動機や利害関係を無視した絶対的な服従義務が要求される類の支配であるとヴェーバーは説明している。この支配の二類型は『経済と社会』旧稿の方法論「理解社会学のカテゴリー」に登場する二つの行為類型（行為者の利害にかかわる「予想準拠的行為」と慣習律や価値規範にかかわる「価値準拠的行為」）にそのまま重なることは明らかであり、それらは複雑に影響し合って松井が論じたように「諒解（行為）」という社会的秩序形成にかかわる現象を生み出している（ヴェーバーは第一項・第二項を受けた第三項の冒頭部分で、「支配者」と「支配幹部」が“迅速に相互に諒解をとげ”、彼らの権力的地位の維持に役立つ組織的行為を作り出すと述べている）。ヴェーバーは、①のタイプの支配と②のタイプの支配の区別や対立を厳しく固持する必要があるとしながらも（ヴェーバー1956/1960、9頁）、①の支配は市場における独占によって、「自由に欲したが強制されている」が実現され、①は②に次第に転移していくことが縷々説明されている。こうした議論を受けてヴェーバーは狭義の支配を次のように定義する。

この狭義の概念（筆者注：支配）は、利害状況によって一とりわけ市場的に一制約された・形式的には常に利害関心の自由な発動にもとづいている力と、正に正面から対立する概念であり、したがって、権威をもった命令権力というのと同じ概念である。したがって、「支配」という語は、ここでは、つぎのような事態を意味するものと理解されたい。すなわち、一人または数人の「支配者」の表示された意思（命令）が、他の（一人または数人の「被支配者」の）行動に影響をおよぼそうとし、また事実、この行動が、社会的にみて著しい程度に、あたかも被支配者がこの命令の内容を、それが命令であるということ自体の故に、自分たちの行動の格率としたかのごとくに、おこなわれる（「服従」）というほどに、影響をおよぼしているという事態である。（ヴェーバー1956/1960、10-11頁）

ヴェーバーが上で述べている一人の支配者と数人の被支配者の関係は、後の第三項の記述内容から判断すると支配者（ヘル）と支配幹部（装置・アパレート）の関係であることが分かる。つまり、上に述べられた二群の人びとは被支配者「大衆」との関係からすれば、組織論的には「支配者層」となるわけである（詳細は後に論じる）。

ヴェーバーは続く第二項では、彼が上に定義した支配の反例として考えられる民主的行政を取りあげる。そこでは、成員が平等で命令・支配が極小化されているように見えるし、またそれが原則

となっているが、実際の組織運営の必要上、余暇に恵まれている人（名望家）や行政事務能力のある一部の人が上位にきて、結局、命令・支配の関係が形成されることが論じられる。こうした第一項、二項の議論を受けて第三項—「組織」による支配、支配の妥当根拠—で、はじめて支配者（ヘル）と支配幹部（装置）と被支配者大衆との関係が論じられる。やや長くなるが、重要なので以下に当該部分を引用する。

右の支配組織に属しているひとびとのグループが、被支配者「大衆」に対してもっている支配的地位は、その存続の点では、最近いわゆる「小数の利益」と称されているものにもとづいている。すなわち、特に迅速に相互の諒解をとげ、彼らの権力的地位の維持に役立つような・合理的に整序された組織的行為をなるときでも作り出し、これを計画的に指導するという、小数支配者ののみのもっている可能性にもとづいているのである。・・・中略・・・「小数の利益」は、支配者側の意図・なされた決議・知識を秘密にすることによって、完全な効力を発揮するのであるが、この秘密保持は、人数が多くなればなるほど、ますます困難になり、期待しがたくなっていく。すべて「職務上の機密」保持の義務が強化されるということは、ヘル権力を一層厳重にしようとする支配者側の意図の徴候であるか、あるいは、彼らがヘル権力に対する脅威が増大していると信じていることの現れであるかである。およそ永続的存立を目指す支配は、すべて何らか決定的な点において秘密支配である。しかし、利益社会関係 *vergesellschaftung* を通じて作り出される・支配の特殊な安全装置は、一般的な形で云えば、次の点にある。すなわち、指導者の命令に服従することに慣れ・支配とそれのもたらす利益とにあずかることによって支配の存立に個人としてみずからも利益を感じている・一群のひとびとが、ひき続き命ぜられるままに動き、かつ、支配の維持に役立つような命令権力や強制権力の行使に参加するということ（「組織」）、がこれである。自分たちが要求した実際に行使している命令権力を、他の指導者による受権から導き出すのでない単数または複数の指導者を、われわれはこれを「ヘル」と呼び、上述の仕方ですべてヘルの命令のままに動くひとびとをヘルの「装置（アパレート）」と呼ぼう。さて、一つの支配の構造は、まず第一に、単数または複数のヘルの・装置に対する関係と、この両者の被支配者に対する関係、この二つの関係のもつ一般的な特質によって、更に、「組織」—すなわち命令権力の分配—についてのその支配に特有な諸原則によって、その社会学的性格を取得する。・・・中略・・・ここでは、われわれの限定された目的からみて、次のような問いを発するとき生じてくる・支配の基本類型に立帰ることにしたい。すなわち、支配の「妥当」はいかなる窮極的原理にもとづきうるか、換言すれば、ヘルに対する「役人」の服従を、またこの両者に対する被支配者の服従を要求する権利はいかなる窮極的原理によって支えられうるか、という問題である。この「正当性」の問題には、われわれはすでに「法秩

序」を考察した際に遭遇したのであるが、ここでは、この問題の意義を、もう少し一般的な形で基礎づけておこう。支配の正当性のこのような基礎づけ方は、経験的な支配構造の最も現実的な相違を基礎づけるものであって、支配にとって決して単に理論的または哲学的な思弁の問題ではないのである。このことは、あらゆる力、いなあらゆる生活チャンス一般が自己義認 *Selbstrechtfertigung* の要求をもつものであるという、極めて一般的な事態にその根拠をもっている。ごく簡単な観察をただけでも、二人の人間の運命や境遇が、例えば健康・経済状態・社会的地位、その他いかなる点に関してであれ任意の点で、顕著な対照をなしている場合、この相違が「偶然的」理由から生まれたことがいかに歴然としていようとも、恵まれた境遇にある方の者は、自己に有利なこの対照を「正当」なもののみなし、自己の状態を自分の「功績によって得た」ものと考え、相手方の状態を何らか「自業自得」のもののみなしたいという欲求を、禁じえないものであることが分かる。このことは、特権をもった人間集団と特権をもたない人間集団との間の関係においても、働いている。およそ高度の特権をもった集団の「神話」は、かれらの自然的優越性を、できることなら彼らの「血の」優秀性〔を示すためのもの〕である。力の分配が安定している状態、したがってまた「身分制的」秩序の下においては、また一般に、支配秩序の性質に関する思考が合理化されておらず、当該支配秩序が、それぞれ諸々の事情に迫られて大衆の目に「問題」視されるに至るようなことが生じない限り、彼らにとって自然な秩序として映じ続けるような場合には、特権をもたない層も右の神話を受け入れるものである。これに反して、純粋な階級状況が、あらわにかつ判然と、誰の目にも見えるような形で、運命決定的な力として現れるような時代においては、自己の運命は各自の功罪によって得られるものであるという・高度の特権をもつひとびとの右の神話が正に、しばしば、特権をもたない層を最も激しく怒らせる契機の一つになる。古代末期の若干の階級闘争、中世のあまたの階級闘争、とりわけ近代の階級闘争においては、正にこの神話と、それにもとづく「正当性」の威信とが、最も激しいかつ最も有効な攻撃の対象となっているのである。本書における語の技術的意味でのあらゆる「支配」が、その存立の点で、支配を正当化する諸原理に訴えることによって自己義認を獲得するということに、およそ考えうる限り最も強度に依存していることは、いうまでもない。(ヴェーバー1956/1960、26-29頁)

上記のヴェーバーの論述に従えば、支配者層（支配者〔ヘル〕+支配幹部〔装置アパレート〕）の支配は“少数の利益”にもとづいており、しかも、それは支配者側の意図・決議・知識を秘密にすることで効力が発生する（=秘密支配）こととして説明される。支配者層の内部では「慣れ」や「利益」によって相互の諒解が形成され、組織化がなされる（26-27頁）。一方では支配者層が大衆を支配する妥当性の窮極の原理として、自己正当化・自己義認 *Selbstrechtfertigung* が持ち出され

る(28-29頁)。すなわち、現在の不平等な状態を「恵まれた側」は自分の功績によって得た正当なものだとみなし(=自己正当化)、相手、つまり、被支配者大衆が恵まれないのは「自業自得」だと見なす自己正当化の神話がそれである。しかし、ヴェーバーの論述はここで大きな論理的破綻が起きている。支配の説明原理としての自己正当化・自己義認 *Selbstrechtfertigung* 論には被支配者大衆側の自己正当化・自己義認が完全に抜け落ちている点である。ヴェーバーは第一項において、支配者と数人の被支配者(既に指摘したようにこの場合の数人の被支配者とは支配幹部(装置アパラート)を指していると読める)の〔支配/被支配〕の関係で、あたかも被支配者(=支配幹部)がその命令を自分たちの行動の格率としたかのごとく受け取り服従する様を叙述しているが、彼はその注記の部分で、わざわざ、次のようにそのことの大切さを指摘している。

「かのごとくに」というぎこちない表現は、ここで、採用した支配の概念を基礎に置こうとするときは、次の理由からして不可避的なのである。すなわち、一方において、われわれの目的にとっては、命令が事実上遵守されるという・単に外的な結果だけでは十分ではないからである。ただし、命令が「通用力のある」規範として受け取られるということが、われわれにとってゆるがせにできないことなのである。(ヴェーバー1956/1960、11頁)

このことは当然、支配者層と被支配者大衆の〔支配/被支配〕関係においても重要なファクターと考えられる。ヴェーバーの自己義認 *Selbstrechtfertigung* には二つのものがある。一つは支配論に登場する勝者や優位な者にかかわる「幸福の自己義認(幸福の神義論)」であり、もう一つは『経済と社会』旧稿の「宗教社会学」に繰り返し登場する敗者や劣位の者にかかわる「苦難あるいは不幸の自己義認(不幸の神義論)」である。ヴェーバーが支配の原理的説明に自己義認 *Selbstrechtfertigung* を持ち出すのであれば、注記にあるヴェーバーの指摘を考慮すれば、支配層からの命令・支配を被支配者大衆がどのように受け取るかという被支配者側の「意味付け」の仕方や「納得」のメカニズムは決定的に重要なはずである。ヴェーバー理論に素直に従うなら、ここに敗者・劣位の者にかかわる自己義認(=苦難の神義論)が出てきて、それが支配者層の自己義認(=幸福の神義論)とどのように結び付くかが論じられねばならない。ところが、ヴェーバーの説明はそうはなっていない。しかし、仮に彼の支配論に幸福の神義論(勝者の自己義認・自己正当化)とともに苦難の神義論(敗者の自己義認・自己正当化)が出てきたとしても、両者は結び付きようがないことは明らかである。なぜなら、幸福の神義論において被支配者大衆が恵まれないのは、彼らの「自業自得」に過ぎないと見なされるのに対して、苦難の神義論では、被支配者の今・現在の恵まれない苦難の状態は神が未来に約束した「神の国」「救いの国」に入るために必要な試練だ

と意味付けられる自己正当化 *Selbstrechtfertigung* であり、両者の「意味付け」は相互に相入れない関連にあるからである。

ヴェーバーが（旧稿の）支配論で持ち出すのが「少数の利益（＝支配層）」を被支配者大衆に秘密にする、あるいは支配の実相を被支配者の目に触れないようにする『秘密支配』である。こうした秘密支配はヴェーバーの記載を見れば明らかのように、支配者が被支配者をいわば欺くことで成立しており、そうした支配は不安定であり、説明原理としてもあまりにも安直である。これでは、被支配者大衆が戦争に駆り出された場合、支配者層からの「命を投げ出せ」という自己の生死にかかわる命令（＝死の要求権）を、何故、被支配者大衆側が自発的に受け入れるのかの理由が全く説明できない。松井（2007、245頁）がヴェーバーの諒解概念の研究において、ヴェーバーの支配論では『経済と社会』旧稿の方法論的著作－理解社会学のカテゴリー－で重視されていた「正当性諒解」が成り立つ理由が説明されていないと述べているのはまさにこれに重なる。

『経済と社会』旧稿における支配論を新稿のそれと比較して整理すれば次のようになるだろう。すなわち、支配のより水平的なモーメント（＝（ロ・ハ））は旧稿では支配者（ヘル）と支配幹部（装置・アパレート）の〔支配/被支配〕関係を説明する原理として諒解 *einverständnis* で説明されており、それは方法論として「理解社会学のカテゴリー」から一貫しており、整合的である。ところが、支配の本質的な特徴とされる垂直的なモーメント（＝（イ/ニ））については、自己正当化・自己義認 *Selbstrechtfertigung* で説明されるものの、上で見たように上下双方の自己正当化・自己義認が互いにうまく結び付かず、「秘密支配」という安直かつ不十分な説明原理が唐突に持ち出されている。つまり、支配において最も重要な非対称的な上下関係にかかわる垂直方向のモーメント（イ/ニ）の原理的な説明が新稿だけでなく、旧稿においてもうまくいっておらず、わけても、被支配者大衆側の「意味付け」や「納得」の仕方（つまり（ニ））がまるで説明されていないのである。新稿ではそれを説明するために正当性信仰 *Legitimitätsglaube* というヴェーバー社会学の方法論的原則と矛盾する用語が持ち出され、方や旧稿においては、支配層側の幸福の自己正当化・自己義認 *Selbstrechtfertigung* 論のみが記述され、被支配者大衆側の自己正当化・自己義認論が見当たらず、上下方向の支配の説明原理として「秘密支配」が唐突に持ち出されている。つまり、旧稿の支配論も新稿と用語や表現こそ違っているが、論理の飛躍や説明の不十分さは似たり寄ったりである。支配の正当性にかかわる奈良女子大のシンポジウムでは、これらの問題はどのように議論されているのだろうか。以下に検証してみよう。

雀部（小路田ほか2009、302頁、307-308頁、311頁）はシンポジウムにおいて、上（支配層）から授与された支配（たとえば制定律）が被支配者大衆には習慣となったもの、教え込まれたものには順応するという「諒解 *einverständnis*」の上に成立する、という諒解の機制で説明している（上

からの授与と諒解の不可分な関係は相澤（2004）も他で指摘している）。確かに、ヴェーバーの「理解社会学のカテゴリー」の方法論的説明をみても、掛け算九九や種々の道具を例に出して、それらが上から一方的に授けられ、授けられた子供や被支配者の方はその詳しい仕組みや原理が分からないまま繰り返す結果、無意識にそれを身につけ自動化する機制をヴェーバーは重視している。ここに着目してヴェーバーの諒解を行為の合理化の退廃態・自動化として捉えた折原（1969、2000）のヴェーバー理解はよく知られている。さらに、松井はこれに加えて、半意識的で利害にかかわる目的合理的な行為の連鎖も諒解 *einverständnis* の重要なモーメントであることを明らかにしている。こうしてみると、ヴェーバー理論において、支配論と諒解概念は整合しているように一見、みえる。しかし、それは支配層内部（支配者+支配幹部）の組織化の原理、つまり、より水平的な支配のモーメントの説明には適応できても、支配の支配たる所以である垂直方向のそれにはうまく適合しないのである。何故なら、雀部（小路田ほか2009、295-318頁）も指摘するように、支配の上下関係で被支配者大衆に働く『諒解』の機制は、極めて自覚的・意識的・内発的に作用する価値規範意識であり、慣習律のように何となく無意識裏に行為が繰り返されることで身に付く規範の有り様とは質が違い、さらには松井（2007）が指摘する目的合理的な半意識的な行為の繰り返しによる「利害に拘束された」規範意識とも違うからである。支配の上下関係で被支配者側に働く意識性の高い規範意識は、単に意識性が高いというだけでなく、ひとびとの究極的・始源的な価値規範にかかわる極めて個人的な事象であり、同時にそれはその人が属する民族・国民にあまねく共通する普遍的・集団的性格を併せ持った価値観が想定される。こうした究極的な価値規範こそ個人の深奥にまで作用し、雀部が言う「死の要求権」を可能たらしめるもの（＝支配の根本的な原理）なのである。しかし、こうした価値規範は雀部が言うヴェーバーの「諒解」では説明できない。何故なら、ヴェーバーの諒解は松井（2007）が指摘するように、「あたかも納得しているかのような・・・」が特徴であり、本当に心底から納得・一致しているのとは違うのが、その基本的な特性だからである（「理解社会学のカテゴリー」において、ヴェーバーは諒解について、“納得していることとはっきり区別されねばならない”、と明言している（ヴェーバー1913/1990、117頁）。つまり、ヴェーバーの諒解 *einverständnis* 概念は支配者層の組織化にかかわる、より水平的なファクター（＝（口・ハ））の説明には適応できても、垂直的なそれ（＝（イ/ニ））、わけても被支配者側のそれ（ニ）をヴェーバーの諒解で説明することは見当違いであることがわかる。

こうした筆者の意見に、読者から次のような疑問が呈されるかもしれない。『経済と社会』旧稿の方法論的著作「理解社会学のカテゴリー」の最終部分では明らかに上下方向の支配にかかわる問題が、上位者からの「授与」や「諒解」と関連付けて「正当性」諒解（“Legitimitäts” - *Einverständnis*）で論じられているのではないかと。以下、重要なのでやや長いですが、該当部分を引用

してみよう。

どのような授与力も、具体的な人間（預言者、王、家産制支配者、家父長、長老その他の命望家、官僚、政党「指導者」、またはきわめてさまざまな社会学的性格の他の「指導者」）が他の人間の団体行為に対して及ぼす、その範囲や様態においてはその都度異なるある特殊な影響力—「支配」—にもとづいている。

この影響力は、これはこれでまたさまざまな性格の動機にもとづいており、いかなる様態であれ物理的ないし心理的な強制が行使される可能性もまたその動機に含まれる。しかしここでも言えるのは、予想（特に服従者の「恐怖」）だけに準拠した諒解行為は、比較的不安定な限界事例でしかないということである。その他の事情が同じであるならばここでも、服従者が支配関係を自分にとって「義務づけられた」ものと主観的にもみながゆえにこそ服従するということが平均的にあてにできるようになればなるほど、諒解が経験的に妥当する可能性はそれだけ高く見積もられうるようになるであろう。このことが平均的にあるいは近似的に言える限りで、「支配」は「正当性」諒解（“Legitimitäts”-Einverständnis）にもとづくものということになる。ほとんどあらゆる団体行為のこの上なく重要な基礎としての支配の問題がここに登場してきたわけであるが、これは当然ここで処理するわけにはいかない別個の考察の対象である。というのは、支配の社会学的分析にとって決定的に重要なのは、「正当性」諒解の主観的意味を伴ったさまざまなありうべき根拠だからであって、その「正当性」諒解は、直接に脅威を与える暴力に対する赤裸の恐怖によって服従が生じている以外のあらゆる場合に、根本的に重要なしかたで支配の独特の性格を決定するのである。（ヴェーバー1913/1990、118-119頁）

ヴェーバーの支配論にかくも重要な「正当性」諒解の語が『経済と社会』旧稿の「支配社会学」の原理的説明には一切登場しないのである（ただし、正当性や諒解という語は単独では登場する）。さらに不思議なことに旧稿の「支配社会学」であれほど重視されていた自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung は、逆に「理解社会学のカテゴリー」の方には全く登場しないのである。『経済と社会』旧稿全体を見渡してみると奇妙なことに気づく。カテゴリー論文で重視された「正当性」諒解は「支配社会学」ではなく、具体的な社会組織の論述である「政治ゲマインシャフト」「階級、身分および党派」の各章に顔を出し、そこには逆に自己正当化・自己義認の姿がない。「支配社会学」で重視された自己正当化・自己義認は「宗教社会学」の中では重要な位置を占めるが、そこには「正当性」諒解は出てこない。つまり、ここまでを簡単に整理すると、『経済と社会』旧稿の「支配社会学」「宗教社会学」では自己正当化・自己義認（+）、「正当性」諒解（-）、であり、

逆に「理解社会学のカテゴリー」「政治ゲマインシャフト」では「正当性」諒解 (+)、自己正当化・自己義認 (-)、というちぐはぐな形になっている。こうした食い違いはどのように理解したら良いのだろうか。それを解く鍵は正当性と正当化が同じ「正当」という語を共有しながらも、実際の現象としては正反対の事象・相反する出来事だという点にある（「正当化（自己義認・自己正当化）」や「正当化する」はドイツ語では *Rechtfertigung*, *Selbstrechtfertigung*, *Rechtfertigen*, *Selbstrechtfertigen*, *Legitimieren*, であり、一方、正当性は *Legitimität* であるが、折原や松井が指摘するように、正当性に内容的に極めて近いのが「政治ゲマインシャフト」に登場する「適法性 *Rechtmäßigkeit*」である）。

「正当化」や「正当性」に焦点を当てて、ヴェーバー支配論の本質を読み解こうとしたのが折原である。折原も、また他ならぬヴェーバー自身も両者が質的に違うことは明らかに認識しているが、両者の違いの内実が一体何であるのか、また「正当化」と「正当性」はどんな関係にあるのかが理論的に明確でないのである。折原（2007）の論考に沿いながら、その点をさらに詳しく見てみよう。

折原の著作でヴェーバーの「正当化」「正当性」問題を詳細に扱っているのは第三章（ヴェーバー社会学における「正当性」問題）の第19節から23節（折原2007、202-224頁）である。彼はヴェーバーの支配論においては「正当化」論こそが最も重要であり、『経済と社会』新稿では旧稿の支配論で最大のポイントである「正当化」論—正確には「自己義認・自己正当化要求 *Selbstrechtfertigung*」—が全く抜け落ちていた点を厳しく批判する。新稿では、「社会学の基礎概念」のみならず「支配の諸類型」においても「自己義認・自己正当化要求」論に対応する叙述が見当たらない点を折原は指摘し、「社会学の基礎概念」では「正当性」が「支配の正当性」から「秩序（一般）の正当性」へと拡張ないし一般化され、それと同時に「秩序（一般）の正当性」は支配者側の「自己義認・自己正当化要求」による基礎づけから剥離されて、あたかも「秩序」にまつわる普遍的所与であるかのように取り扱われていると批判的に述べている。折原（2007、217-218頁）によれば、「社会学の基礎概念」でヴェーバーは行為/社会的行為の経験的規則性を、まずは「習慣」「慣習」としての規則性（支配論で言えばこれが（ロ）に相当する）と、「利害状況」から事実上生起する規則性（支配論で言えばこれが（ハ）に相当する）とに二分して提示し、その後、いきなり“行為、とくに社会的行為、なかでもとくに社会関係は、関与者たちの側から、正当的秩序が存立するという表象に準拠してなされる（あるいは、取り結ばれる）。じっさいにそのようなチャンスを、当該秩序の『妥当 *Geltung*』と呼ぶことにしよう”と述べ、「秩序」のまえに、突如「正当的秩序」が導入されている、と批判的に説明した後、折原は次のように彼のヴェーバー理解を述べている。

「旧稿」のヴェーバーであれば、まず、社会的行為ない社会的関係について「秩序」の概念を導入し、そのうえで、その「秩序」が、秩序制定者側の「自己義認・自己正当化要求」によって「正当化」され、その「正当化された秩序」が秩序準拠者側にも受け入れられ、始源が忘却されて、「正当的秩序が存立するという表象」として定着し、これが「慣習」や「利害状況」とならんで、経験的規則性の規定根拠として作用する、というふうに論を運ぶのではなからうか。それが、ここ「社会学的基礎諸概念（筆者注:社会学の基礎概念）」では、いうなれば「正当的秩序」が「宙に浮いて」あって、それが「天下りに」行為者（関与者）のところに「降ってくる」という一見「流出論的」な論理構成となっている（折原2007、217-218頁）。

上記の折原の説明では、正当化から正当性が導かれるような筋立てになっている。しかし、それは折原自身も引用するヴェーバーの論述に見られる正当化と正当性の鋭い対立からすればおかしな話である（後述）。ただし、上記の論理矛盾は折原に責任があるわけではない。彼の理解はヴェーバーに正確に沿ったものであり、それは諒解にかかわる「理解社会学のカテゴリー」の方法論的説明を見れば分かる。ヴェーバーは「理解社会学のカテゴリー」で道具の使用を例に上げて、諒解が実際は上からの授与であることを支配をはじめとする様々な社会制度や規則、貨幣、さらには帳簿の作成規則や掛け算九九、近代的な道具の使用まで多彩な例をあげて説明している。それらの「道具」は授与された者が意識的で合理的な考量に依って使用するのではなく、理由や目的もさしあたり全く理解できないにもかかわらず、義務づけるかたちで「妥当する」ものとして授与される。それ自体は主として、習慣となったもの、慣れ親しんだもの、教え込まれたもの、いつも繰り返されるものには服するという諒解の上に成立していることを指摘している。つまり、これは支配のより水平的なファクターである（ロ・ハ）のうち慣習律にかかわる（ロ）が、実は上から下方向への支配・授与のファクターである（イ）と密接に関係することを述べているわけである。

ここまでを整理すれば、支配の垂直的ファクターの（イ/ニ）と水平的ファクターの（ロ・ハ）は[イ/（ロ・ハ）/ニ]という形で全体を構成しており、このうちの[イ/（ロ・ハ）/★]の部分ヴェーバーは諒解で説明していることが分かる。

諒解と正当化（＝自己正当化・自己義認）の関係はどうかと言えば、実は両者は同じものである。その理由は、第一に、諒解は、松井（2007）が明らかにしたごとく、「あたかも・・・かのごとく」という事象であり、本心からの納得・得心・一致ではないというのが最大の特徴である。それは自分で自分（あるいは他人）を欺き、あたかもそれが正当であると自らに言い聞かせ、納得しているかのように正当性を主張する「正当化」機制とまさに同じである。さらに、正当化は以下に引用するヴェーバーの「職業としての政治」の記述をみれば、正当化＝心理的防衛機制（＝適応機

制)であることが一層はっきりする (vor sich selbst zu legitimierenという語を訳者の脇は下記のよう「自己弁護」と訳しているが、同じ語を折原 (2007、218-219頁)は「正当化」と訳している)。

ある男性の愛情がA女からB女に移った時、件の男性が、A女は自分の愛情に値しなかった、彼女は自分を失望させたとか、その他、似たような「理由」をいろいろ挙げてひそかに自己弁護 (=正当化 legitimieren) したくなるといったことは珍しくない。彼がA女を愛していず、A女がそれを耐え忍ばなければならぬ、というのは確かにありのままの運命である。ところがその男がこのような運命に加えて、卑怯にもこれを「正当性 Legitimität」で上塗りし、自分の正しさを主張したり、彼女に現実の不幸だけでなくその不幸の責任まで転嫁しようとするのは、騎士道に反する。……あるいは、戦争のすさまじさで精神的参った人間が、自分にはとても耐えられなかったと率直に告白する代わりに厭戦気分をひそかに自己弁護 (=正当化 legitimieren) して、自分は道義的に悪い目的のために戦わねばならなかったから、我慢できなかったのだ、とごまかす場合もそうである。(ヴェーバー1971/1980、83頁)

ヴェーバーの上記の記述から、「正当性」と「正当化」が全く相反する出来事であり、しかも「正当化」「自己正当化」の内実、心的葛藤や不安を低減させるための、いわゆる「言い訳」や心理的防衛機制 (例えば、イソップ物語のキツネの酸っぱいブドウの話で有名な心理的合理化の機制) に他ならないことが分かる。つまり、ヴェーバー理論の「正当化 Rechtfertigung, legitimieren」「自己正当化・自己義認 Selbstrechtfertigung」は理論上、諒解に同じというだけでなく、それは心理学で言う自我の防衛機制 (=心理的な構築の機制) に重なるのである。ヴェーバーの旧稿の支配論に、諒解と自己義認・自己正当化論の双方が有機的に関連しつつ説明原理として登場するわけはここにある。ヴェーバーの『経済と社会』旧稿は諒解 (=正当化・自己正当化・防衛機制) という人間の根深い性向 (繰り返しによる慣れや習熟・慣習にかかわる無意識化・自動化としての構築化、あるいは利害に規定された構築化) に基づいて、支配の全体構造のうちの[イ/(ロ・ハ)/★]を説明した論考であると言える。換言するならば、旧稿の支配論は折原がまとめたように、徹頭徹尾、支配の「正当化」論なのである。

では、「理解社会学のカテゴリー」の最も重要な鍵概念である「正当性」諒解 “Legitimitäts” - Einverständnis はどう理解すれば良いのだろう。実は「正当性」諒解という表記そのものから、ヴェーバーの戸惑いを読み取ることができる。向井 (1997、270頁) がヴェーバーの科学論でいみじくも指摘したように、ヴェーバーがカッコ付きで用語を使う場合、「客観性」論文がそうであったように、カッコ内の語の使用が本当に正しいかどうかヴェーバー自身が相当の疑念を抱いており、

その語を相当の留保をつけて使っていることが多い。つまり、ヴェーバーは旧稿全体の理論的・方法論的な礎石である「理解社会学のカテゴリー」で、支配の正当性を説明するために諒解(=自己正当化・自己義認)を中心に据えたものの、それで支配の正当性が説明できるのか、あるいは諒解(=自己正当化)で説明したものが果たして「正当性」と言えるのか、疑念を抱いていることを、そのカッコは示している。

ここから先は、ヴェーバー理論をいくら探しても答えが出てくる見込みはない。ヴェーバーがやろうとしてできなかったことは何か、何故、彼にはそれができなかったのかにまで踏み込んで考察しないと前には進めない。「正当性」と「正当化」は全く異質な事象であり、後者が構築性を本質とするならば、前者はその反対の脱構築という現象である。ヴェーバーの方法論は徹頭徹尾、構築化・構築性(=正当化=諒解)の機制で貫かれており、彼の理論や方法論は脱構築(言い替えば、直感や創造性といった自己超越的な機制や経験相)の排除の上に成立している³。それはヴェーバーが自らの方法論(=理解社会学・行為論的社会学)を作り上げた社会科学的な認識論にまでさかのぼる根の深いものである(詳しく別稿で論じる予定)。

さて、話を支配論に戻そう。支配の全体的構造は、(二)の脱構築の機制が理解できないと描き切れない。「理解社会学のカテゴリー」で支配を説明する最も重要な概念である「正当性」諒解“Legitimitäts”-Einverständnis は、実は「正当性(脱構築)/正当化(構築)」とでも表記すべき実に奇妙な複合態(コンプレックス)である。詳しくは別稿で論じる予定だが、結論から先に言えば、ヴェーバーのこの直感的理解はまさに支配の本質を突いた正しいものなのだが、彼の方法論には脱構築が欠けているために、この「正当性(脱構築)/正当化(構築)」コンプレックスつまり、「正当性」諒解“Legitimitäts”-Einverständnis を理論的にうまく説明できないのである(筆者はこのコンプレックスの原理や仕組みについて、ヴェーバーの存在を知るはるか以前に、筆者の専門である精神療法の領域において、土居健郎の「甘え理論」を批判的に検証する作業の中で見出し、それを『素直(すなお)』論として提唱した(長山・清水2006))。

脱構築という現象の内実を、ヴェーバーの説明にしばしば登場する道具の使用を例に以下説明し

³ 松井がヴェーバーの諒解研究で重視した利害に規定された諒解—支配論で言えば(ハ)のファクターに相当する—は半意識的であり、慣習や慣習律などの無意識化・自動化の諒解機制—支配論で言えば、(ロ)に相当する—に較べれば、不安定化や流動化の可能性を秘めているのは確かであり、それはヴェーバー自身もしばしば言及している。しかし、ヴェーバーの論理構成を素直に読めば、支配の組織論的な説明においても原理的な説明においても、(ハ)は結局、(ロ)に収斂し、さらには上からの授与としての諒解(イ)に合流する形になっているのである。つまり、ハ→ロ⇔イ という流れである。実は、(ハ)は(二)の脱構築という流動化の機制とも密接にかかわるのだが、それが理論的にうまく説明できないところがヴェーバー理論の限界点なのである。支配の全体的構造は[イ←ロ⇔ハ→二]という具合になっているが、ヴェーバー理論には脱構築の機制が欠けているために、ハ→二のルートが説明できないのである。

てみよう⁴。

『経済と社会』旧稿の方法論的叙述である「理解社会学のカテゴリー」を、ヴェーバーは道具の使用に関するパラドクシカルな記述で締めくくっている。それは、人間が道具を合理的に使うようになればなるほど、行為はますます無意識・自動化され、「合理的」で意識的な判断プロセスから乖離するという出来事である。今日の認知科学・脳科学的用語で表現すれば、それは概念的な知とは質的に違う「手続き的知識（ワザの知）」の基本特性であり、自転車の運転の仕方やパソコンのキーボード操作などの具体的な身体的スキルをはじめとして、計算の仕方（例えば、ヴェーバーが例示した掛け算九々）から、果ては論理的思考の仕方まで、広範囲な精神活動にかかわることが分かっている。ヴェーバーの行為論や諒解概念はこの「手続き的知識」と密接に関連している。彼の行為論に決定的に欠けているのが、「手続き的知識」を『使いこなす』場合に主体が不可避に経験する不連続的な洞察学習のプロセスである。学習理論では、学習の仕方には二種類のものが知られており、一つは連続的・段階的に学習が身につく「試行錯誤学習」であり、もう一つは試行錯誤の行き詰まりの果てに、突如として不連続に新しい知識が洞察・会得される「洞察学習」である。「手続き的知識」で言えば、前者は「ワザの知」が無意識化・身体化される過程であり、後者は、新たな創造や発見を伴う意識化・脱身体化の学習プロセスである。こうした出来事は認知科学や脳科学の領域のみならず、近年の社会人類学などでは伝統的技術の継承やその教育システムとの関連から徒弟制の研究で論じられるテーマである（福島2001）。洞察学習はヴェーバーが例示した慣れや試行錯誤学習とはまるで違う体験であり、それは行為主体の深いコミットを必要としながら、行為者の意図や目算通りにことが進まない行き詰まりの「挙げ句の果て」に、思いがけないところから新しい発想や「コツ」が内発的・自然に沸き上がる（あるいは外側から吹き込まれる－インスピレーション－）「創造的」「直感的」な経験である。こうした新たな発想や「コツ」の会得はこれまでの繰返し学習で身に付けた知識や方法を脱構築する視点（視座）の変換を大なり小なり含んでいて、その体験自体も当初は構造化されていないのが特徴である。ヴェーバーが挙げている道具の使用は、いわゆる狭義の道具にとどまらず、種々の社会制度や規則、規範、支配、言語、貨幣まで及んでいる。こうした観点からすれば、行為主体が身につけている（ヴェーバー流に言えば、身に付

⁴ こうした説明の中で、[イ/←ロ⇄ハ→/ニ]のうち、構築化・自動化にかかわる [イ/←ロ]の「価値（慣習としての無意識的な価値規範）」と脱構築にかかわる [ハ→/ニ]の「価値（究極性・始源性・内発性を帯びた意識的な規範性）」が質的に違うことがわかるであろう。この価値の二重性の問題が『経済と社会』新稿の支配論においては正当性信仰 *Legitimitätsglaube* という形で理論的な飛躍を引き起こし、また旧稿においては「正当性」諒解（＝適法性に対する特有の信仰）に理論的な飛躍を引き起こしているのである。この意味では、新稿と旧稿の支配論における理論的問題には大差ないことが分かる。旧稿の支配論における理論的飛躍は、松井が言及するように、「旧稿」支配論の残余系とも言うべき、「政治ゲマインシャフト」と関連諸項の中に見てとれる一次項参照一。

けさせられている) 社会的価値規範も、広い意味で道具の使用ということになる。ヴェーバーの行為論的社会学の最大の問題点は行為者がそれらの道具を使い、習熟するという構築化の側面(すなわち「諒解」の機制)だけが方法論的に取り出され、道具使用のもうひとつの重要なファクターである脱構築の経験相(すなわち洞察学習)が方法論的に欠落していることである。後者の経験相こそ、行為主体が道具をいかに主体的・内発的に『使いこなす』かの問題に直結するのである。

道具を『使いこなす』という経験は、単なる繰返し学習による習熟と較べて、確かに行為の柔軟性や創造性と深くかかわり、ある意味で行為の自由さを個人に保証するものである。ではそうした創造的な脱構築の経験相が支配という現象と相反するののかと言えば、事態はそう単純ではない。そうした脱構築の経験相は構築性の経験相と現象的には鋭く対立しつつ、両者は力動的に深く結びついているのである。道具の使用という経験の全体像は、構築の経験相(諒解=試行錯誤学習のメカニズム)と脱構築の経験相(直観や創造性=洞察学習のメカニズム)の双方のかかわりからはじめて見えてくる。こうした理解の中から、人間が道具を使う・使いこなすという現象の実態が見えてくるのであり、それはとりもなおさず、人間が道具にいかに深く「使われるようになる」のかを明らかにすることに他ならない。つまり、支配という現象の真の奥深さや「恐ろしさ」は、行為の自動化と一見相反する脱構築のファクター(ある面での自由さや行為の内発性・自発性を保証する)をも含んだ形で行為主体を深く巻き込んで成立しているからこそ根が深いのであり、また逃げ場がないのである。

ヴェーバーのように、道具の使用を社会制度(例えば、支配)や社会的な価値規範まで含めれば、その方法論は精神医学的診断学(ヤスパースの精神病理学)や精神療法的診断学(自我心理学派が開拓した防衛機制論=適応機制論)、さらには自己洞察・自己超越(すなわち脱構築=防衛処理・治療抵抗の処理のプロセス)を扱う精神療法の実践と深くかかわることが分かる。社会的価値規範は精神分析用語で言えば超自我に他ならず、洞察志向的精神療法の本質は神経症的に歪んだ超自我(価値規範)の脱構築・修正に他ならない。こうしたことが理解できれば、ヴェーバーが何故、ヤスパースやフロイトを強く意識したのか、さらには精神療法を専門とする筆者が門外漢とも言えるヴェーバーにこだわる必然性が了解できるであろう。

ヴェーバー社会学は脱構築の欠落という点で本質的な問題をはらんでいるのだが、それは彼が脱構築や直観・創造性の問題を単純に見落としたとか、事の重大性を理解していなかったからではない。詳しくは、別稿で論じる予定だが、20世紀初頭を生きたヴェーバーにとって、社会科学的方法論を認識論としても、具体的な方法論としても定式化する必要に迫られていた。ヴェーバーの行為論的 sociology においては行為者の抱く主観的「価値」は、まさに社会科学的方法論の礎石をなすものであり、そうした人間の主観的な「価値(規範)」の有り様を、研究者としていかに客観的な妥

当性をもって、観察、抽出・提示できるかが方法論としても、また実践研究においても最大の関心事だったのである。極めて単純に言ってしまえば、人間の主観（価値観）というものを精神医学に応用して、なるべく妥当性をもった診断方法を作り上げようとしたのがヤスパースの精神病理学であり、それを神経症に対する精神療法との兼ね合いで精神療法的診断学として体系化したのが自我心理学派の防衛機制論（＝適応機制論）である。ヴェーバーは人間の主観的な「価値」の分析を通して、妥当性・普遍性をもった社会科学的な方法論（つまり、社会文化的診断学、歴史社会学的診断学）を作り上げようとしたのであり、この意味では心理的距離感が比較的容易に取りやすく、客観的妥当性に資する「価値」の構築的側面への着目は当然の成り行きであった。彼の科学論（社会科学的認識論）の一連の議論を見れば、直観や創造性、感情移入といった脱構築にかかわる事象は客観的妥当性を持ち得ないとして、ディルタイやブントをはじめとした諸家の議論の中で極力排除され、ヴェーバー理論において、それはかろうじて現実理解（一般には「現実的理解」の訳語が使われる）の心理学的明証性を保証するものと位置付けられるにとどまっている。脱構築の経験相は人間の「価値」の構築的ファクターに比べて、力動的・流動的であるばかりか、客観視がひどく難しく、ヴェーバーの置かれた当時の学問的状況や彼の方法論上の戦略を考えれば、現象として相反する「価値」の構築的機制と「価値」の脱構築の機制を同時に扱えば、大混乱に陥る危険性を彼はよく分かっていたのであろう。

ヴェーバーは方法論として提起できなかった「価値」の脱構築の機制に、支配の原理的な説明—支配の「正当性Legitimität」—に際して格闘する破目に陥った。それが『経済と社会』新稿と旧稿の「支配論」の解離を生んだ本当の理由であり、旧稿の支配論に登場する「正当性」諒解“Legitimitäts”-Einverständnisという奇妙な用語の意味なのである。ヴェーバーが方法論で排除した脱構築（＝正当性）の問題を、ヴェーバーが扱いかねて葛藤している様子は、次項で紹介する「政治ゲマインシャフト」や「種族的ゲマインシャフト」で如実に現れている。

（２）ヴェーバーの『経済と社会』旧稿の支配論におけるもう一つの正当性の系譜—品位感情・威信感情・共属意識（方法論的個人主義を超える全体論的なモーメント）—

松井も指摘するように、『経済と社会』旧稿の「政治ゲマインシャフト」（ヴェーバー1925/1954）を中心とした諸稿に焦点を当てて、ヴェーバーの国家論から支配を論じた研究は雀部の例外を除いて数が少ない。その原因として、松井（2007、213-214頁）も言うようにヴェーバーの国家論は最終的に完成されないまま、ヴェーバーが途中で亡くなってしまったために国家論が断片にとどまっているという事情が大きい。ヴェーバーの未完の国家論の断片から『経済と社会』旧稿の支配論を論じた論考としては、ヴェーバーの諒解概念を切り口にした松井（2007、213-261

頁)のそれが最も詳しく、また、まとまっている。本項では、松井の論考に沿いながらヴェーバーの国家論における支配の問題を検証してみたい。

前項でも指摘したように、『経済と社会』旧稿の方法論的著作「理解社会学のカテゴリー」で重要な位置を占めていた「正当性」諒解“Legitimitäts”-Einverständnis は旧稿の「支配社会学」では全く姿を消している。この語が登場するのが、他ならぬ「政治ゲマインシャフト」やそれに関連した諸稿である。典型的な部分を以下に引用する。

政治団体の近代的な地位は、次のような威信にもとづいている。それは、政治団体が整序するゲマインシャフト行為の「適法性 *Rechtmäßigkeit*」が特別の位階をもつという、関与者のあいだに広く行き渡った信仰によって与えられる威信である。この適法性に対する信仰は、当のゲマインシャフト行為が生殺与奪の権をとまなう物理的強制を含む場合にも、いやまさにそれを含むかぎりにおいて成り立つものであり、ここに適法性に関する特有の正当性諒解 *Legitimitätseinverständnis* がある。政治的団体行為のもつ特有の「適法性」に対するこうした信仰は、一近代的な諸関係のもとでは実際そうであるように一もっぱらある政治ゲマインシャフトが（「国家の名のもとに」）、他の何らかのゲマインシャフトにより委任されるか承認されるかにより、「適法」な物理的強制の行為を独占するとみなされるまで高まることがある。（ヴェーバー1925/1954、179頁。ただし、引用は松井（2007、217-218頁）の訳を使用した）

折原（2007、208頁）も言うように、ここでは「適法性 *Rechtmäßigkeit* に対する信仰 *glaube*」と「正当性諒解 *Legitimitätseinverständnis*」が同義語として交互に登場しているのが分かる。さらに注目すべきは、新稿の支配論に登場する正当性信仰 *Legitimitätsglaube* とおなじ信仰 *glaube* という用語が旧稿の支配の正当性論にかかわる論述に登場することである。すなわち、「正当性諒解=適法性に対する信仰（旧稿）」⇔「正当性信仰（新稿）」という図式である。これを見ても、旧稿と新稿の支配論が本質的に違うといったこれまでのヴェーバー研究の常識は疑わざるを得ない（信仰という用語がヴェーバーの社会科学的方法論と原理的に矛盾することは既に論じた）。

松井は上記のヴェーバーの論述に対して次のように考察している。

政治ゲマインシャフトの行為が、その成員からたんに「適法」とみなされるだけで、「死の要求」まではなしえない。「悪法もまた法なり」といって毒盃を仰いだとされるソクラテスのように、政治ゲマインシャフトの成員が皆、適法という理屈を受けいれて生命を投げ出すとも思えない。たんに適法だからということを超えた、納得・承認のメカニズムがそこには働いているに違いない。

政治ゲマインシャフトの存立根拠を問うヴェーバーの論述は、この点に焦点づけられているように思われる。「特有の正当性諒解」という用語は、こうした納得・承認のメカニズムを捉えようとしたものではないだろうか（松井2007、219頁）。

奈良女子大学のシンポジウムにおいて、ヴェーバーの支配論の本質は水平的なゲーム論的なものではなく、明確な上下関係になっていると松井を厳しく批判した他の論者たちも、上記のような明確な上下関係（支配/被支配）の中で被支配者側の納得・承認が最大のポイントになる点は共通して強調している。例えば、小路田（小路田ほか2009、249-251頁）は社会契約論の祖であるルソーを例に出して、その契約論が対等・平等な関係を越えたものに基礎を持つことを紹介しながら、権力や支配が人と人との対等な契約からは生まれにくいことを強調している。小関（小路田ほか2009、331-345頁）は権力においては時間軸的な始源ではなく、「存在論的な始源」が重要であり、ヴェーバーがカリスマという生身の人間に明確な上下関係としての権力の存在論的始源を見いだした点が重要だと述べている。さらに、雀部（小路田ほか2009、295-318頁）は上から下へと働く支配の要求が単なる強制では長続きせず、また安定しないことを指摘した上で、「授与」としての支配を被治者側が自発的に納得する諒解が重要だと述べている。

シンポジウムにおいて、諸家はいずれも『経済と社会』旧稿の支配論の本質を、ヴェーバーの諒解 *einverständnis* や自己犠認・自己正当化 *Selbstrechtfertigung* を援用しつつ、被治者側の納得・承認のメカニズムを説明しようとしている。しかし、これは完全な間違いである。何故なら、ヴェーバー自身も、また松井（2007）も強調するように、ヴェーバーの諒解とはそもそも「あたかも（納得・承認・一致している）かのような・・・」というのが最大の特徴であり、こうした概念規定を本質とする諒解を使って、被治者側の本心からの納得・承認の機制を説明するのは明らかに自己矛盾だからである⁵。

⁵ 被治者側の本心からの納得や承認、あるいは一致は、洞察的学習という脱構築の機制を抜きに語ることができない。ところが、洞察的学習のプロセスは、その本性からして、直観や創造性などの超越論・流出論的な出来事にかかわる事象であり、ドイツ歴史学派経済学に潜む流出論的なモーメントを抽出し、そこから決別する苦闘の中から、自らの社会科学的方法論的（＝方法論的個人主義・行為論的社会学）を作り上げたヴェーバーにそれを求めるのは無理な注文である。これを支配論に置き換えて言うならば、支配の正当性にかかわる（二）の側面は、実はヴェーバーが「ロッシャーとクニース」等で激しく非難・排斥した集合的・全体論的な価値観と深くかかわる出来事であり、それは単に集合的というだけでなく、人間の自我同一性の根源（小関流に言えば「存在論的な始源」）にもかかわる体験事象である。支配はこうした「社会」や「人間存在」そのものの始源の領域を巻き込んで作動するからこそ、恐ろしく、また凄みがあるのである。こうした脱構築の経験相は、精神療法のターニングポイントでしばしば典型的に観察されるが、その体験の基本特性として、同席者が第三者的な客観視や距離感を内に抱えてその場に臨むと、そのこと自体（観察するという姿勢・態度）が当該現象に破壊的な影響を及ぼすので、ヴェーバーのような心理的距離感を帯びた「診断的姿勢」を持ったまま、その場に居合わせることが原理的にできない。これについては、稿を改めて詳しく論ずる予定だが、脱構築の経験相は「独りで居ること」と「他者との深い繋がり」、「社会的な規範」と「個としての“私”の実感・実在」、「融合感」と「自己省察」と言った一見相反する事象が始源のレベルで同時に経験されるという極めてパラドキシカルな出来事である。ヴェーバーの支配論においては、（二）の脱構築・正当性のモーメントが、決まって説明不能な躓きの石となるのは、彼自身の社会学的方法論の出自が深くかかわっているのである。

ヴェーバーは政治ゲマインシャフトの発展の端緒を記述する箇所において、次のように述べている。

強制的な行為が特有の政治ゲマインシャフトをもつという表象が、何らかの諒解行為結びつくすると、それは血讐義務を遂行する氏族の諒解行為と結びつく（ヴェーバー1925/1954、181頁。ただし、引用は松井（2007、220頁）の訳を使用した）

松井（2007、220頁）もこの部分を引用して、こうして正当性諒解が成立すると述べている。上記のヴェーバーの論述を素直に読めば、「正当性をもつという表象」+「諒解行為」=正当性諒解、という図式であることは明らかであり、ということは、「正当性」そのものは「諒解（諒解行為）」や「正当性諒解」とイコールでないことは論理的にも明瞭である。上記の事柄をまとめてみれば、旧稿の政治ゲマインシャフトにおける支配の正当性 Legitimität を、諒解 einverständnis（つまり、正当化 Rechtfertigung）で説明することは内容的にも、形式論的にもヴェーバーの論述に従う限り間違いであることが分かる。ヴェーバーの政治ゲマインシャフトの論述に「支配社会学」で最も重視されていた自己犠認・自己正当化 Selbstrechtfertigung が全く登場しないいわけは、ヴェーバー自身がこうした点を明確に認識していたからに他ならず、この問題をヴェーバーの『経済と社会』旧稿の執筆時期と絡めて説明する折原の議論（折原2007、214頁）は的外れと言わざるを得ない。

松井は「政治ゲマインシャフト」におけるヴェーバーの支配論を「権力威信と国民感情」「『階級』、『身分』、および『党派』」の諸項を援用しつつ、次のように的確にまとめている（松井2007、222-232頁、244-248頁）。

ヴェーバーが「政治ゲマインシャフト」における支配の説明で重視したのは、自己犠認・自己正当化 Selbstrechtfertigung ではなく、名誉や品位感情、威信感情といった情動・パトスである。支配者層は知識人層を利用して「むきだしの『権力』威信」をよりソフィストケートされた「国民」の理念へと変化させ、そうした情動・パトスに訴えかける情動的感化の操作を通して、大衆に働きかけ、「連帯感情」や「政治的紐帯」を組織的に育成し、威信感情や品位感情、名誉を人為的に涵養しようとする。被支配者大衆にとって、戦争参加は支配者層のようなメリットがないにもかかわらず、個々の成員の合理的判断や利害得失を越えて、被支配者大衆が戦争に巻き込まれていく様相をヴェーバーは描き出そうとしている。

こうした「国民」の連帯感情や政治的紐帯（信じられた共同体）を喚起するために利用される品位感情は正当化 Rechtfertigung とは完全に相反する性質であることはヴェーバーの「職業としての政治」の記述を見れば明らかである。つまり、ヴェーバーの支配の正当性論は旧稿においても、

「政治ゲメインシャフト」や関連する諸稿を考慮に入れると、単純な正当化論では済まされないことが分かる。旧稿では支配の説明箇所によって、正当化論（諒解や自己義認・自己正当化論）が出てきたり、正当性論にかかわる「特有の正当性にかかわる信仰」が出てきたりしており、しかも両者の関連性や接合の原理がうまく説明されておらず両者は解離している。とりわけ、後者の「適法性に対する信仰」が上から下（被支配者大衆）に向けて鼓吹され、喚起されるという支配論の基本パターンは、新稿において正当性信仰 Legitimitäts Glaube が上（支配層）から下（被支配者層）に向けて喚起されるとした構図と全く同じであることが分かる。すなわち通説とは違って、旧稿の支配論も内容を子細に検証すれば、新稿のそれと同じ問題を抱えていることが見えてくるのである。

ヴェーバー理論が独特なのは、国民といういわば「信じられた共同体」にかかわる連帯感情や政治的紐帯を、マルクスのように経済的利害をベースにした階級で説明するのではなく、名誉や品位感情、威信感情などの情動・パトスにかかわる「身分」という前近代的とも思える人々の価値観や生き方をベースに理論を構築したことである（松井2007、233-244頁）。そうした「身分的名誉・品位感情」にかかわる「身分的平等」は階級的な利害対立を覆い隠す作用があるとヴェーバーは指摘している。ヴェーバーが重視する「身分」は『経済と社会』旧稿の方法論的礎石である「理解社会学のカテゴリー」において、行為論の基本とされるゲメインシャフト行為の特殊な形態として特記（ヴェーバー1913/1990、83-84頁）されている点を見れば、「身分」の重視が単に「政治ゲメインシャフト」に限定されるものではないことが分かる。松井（2007、229頁）も指摘するように、「国民」という「信じられた共同体」はヴェーバー自身も『種族的』共属感情との類縁性で言及している。「政治ゲメインシャフト」からやや離れた「種族的ゲメインシャフト」の論述を見ると、その種の共属感情を社会学的説明に用いることの強いジレンマがはっきりと語られている。それは裏を返せば、ヴェーバー自身が旧稿においても、支配論の方法論的な欠陥を明確に自覚していたことを窺わせるものであり、ヴェーバーの支配論はこうした方法論的欠陥を抱えながらも、何とかそれを一つの支配論にまとめあげようとした妥協の産物であることが分かる。旧稿の支配論は新稿の平板な正当性論とは違い「正当化論」で一貫していると言って済まされる問題ではないことがわかる。松井は「政治ゲメインシャフト」における支配の問題を何とか「諒解」で説明しようと苦慮したが、結局、その試みは成功しなかった。松井（2007、245頁）自身、論考の「むすび」の部分で、ヴェーバーは政治ゲメインシャフトを正当な強制権力を国家が独占していくプロセスとして描き出しているが、その過程と、国家の「生殺与奪の権」（究極的には「死の要求権」）が正当化される「適法性に関する特有の正当性諒解」が生じる過程とは必ずしもイコールではないと述べた上で、ヴェーバー理論においては、たんに<法に敵っている>という理屈を越えた「正当性諒解」がなぜ成り立つのか、というメカニズムは依然として十分に解明されてない。といみじくも総括している

のは極めて適切だと言わざるを得ない。

最後に、「種族的ゲマインシャフト」について考察して本稿を閉じることにしよう。

ヴェーバーは「家」「近隣」といったゲマインシャフト行為(=社会的行為)の繰り返しという自然的な性格をもつ「原生的」なゲマインシャフトを取り上げた後、「種族的ゲマインシャフト」を取り上げている。「種族的ゲマインシャフト」は「家」や「近隣」などの原生的ゲマインシャフトとは違い、政治ゲマインシャフトが種族的共属の信念を掻き立てることで、“外見的容姿もしくは習俗の類似に基づいて”“あるいは植民や移住の思い出に基づいて、われらは血統を同じくする、という一つの主観的な信念を宿す人間集団”が「信じられた共同体」として形成されたものである(ヴェーバー1976/1977、71頁)。その際、重要なのが異なった外部集団との出会いや集団成員間の「模倣」を介して、「生活習慣」や「習俗」を共にする者どうしに「共属意識」「名誉」「品位」の感情が生み出されるメカニズムである。ヴェーバーは政治ゲマインシャフトに重要な「国民」も「種族的ゲマインシャフト」も、ともに集合概念であり、その概念を使用すること自体が自らの方法論と相入れないことを以下のように述べている点は注目すべきである。

「種族的」に制約された共同社会行為(=ゲマインシャフト行為)のなかには、一ここでぜんぜん展開していないような一真に精密な社会学的考察を行う者なら慎重に分離しなければならないような諸現象が混在している。……これらすべてのことは、一つひとつ個別に抜き出して究明されねばなるまい。そうなれば「種族的」という集合概念は、まるごと棄てられるに違いない。なぜならこの集合概念は、真に精密な研究のためには全く使用に耐えぬ集合名称だからである。……精密な概念構成をすれば消えてなくなる「種族的」共同社会(=ゲマインシャフト)の概念は、この意味において、ある程度まで「国民」の概念と同じである。「国民」についてはいづれ社会学的な把握を試みたいとおもうが、このものこそは、持ち前の悲壯感によって、われわれにとっていちばん厄介な概念なのである(ヴェーバー1976/1977、77-78頁)。

上の記述は、ヴェーバーの社会科学認識論で最も有名かつ重要な論文である「社会科学と社会政策にかかわる「客観性」」の以下に引用する記述と内容的にピッタリと重なりあう。ヴェーバーは「客観性」論文の末尾に近い箇所、「国家的利害」という集合名辞を説明する流れの中で次のように述べている。

日常の話言葉で使い慣れている未分化な集合態概念を用いることは、つねに、思考ないしは意欲の曖昧さを覆い隠すべであり、しばしばいかかわしい瞞着の道具としても使われかねないし、

いずれにせよ適切な問題設定の発展を妨げる手段となる。(ヴェーバー1904/1998、157頁)

上記のような事柄はヴェーバーが自らの方法論的な不備を十分自覚した上で、葛藤を抱えながらも、自らが開発した方法論に基づいて支配論を何とかまとめ上げようとした苦闘の軌跡を我々に物語っている。

本稿で指摘したヴェーバーの支配論の不備、すなわち脱構築 (=支配の正当性) の方法論的欠落は単に支配論にとどまらず、諒解概念の問い直しから、ヴェーバーの支配類型の鍵である「カリスマ」の問い直し、さらには「宗教社会学」の理論的礎石とも言える「禁欲/神秘論」のテーゼにまで及ぶヴェーバー社会学全般にかかわる根本的な問題であることが分かる。こうした問題の大きさを考えれば、本稿ではヴェーバーの支配論に絞って問題の在処をアウトライン的に描いたが、ヴェーバーの行為論的社会学の諸概念 (習俗、習律、慣習律、諒解、慣習法) やコミュニケーション論的な諸概念 (ゲマインシャフト関係、ゲゼルシャフト関係) のどこに理論的な破綻が隠されているかを、彼の社会科学的な認識論とも関連させて詳細に検証する作業が必要であろう。しかし、こうした作業は次稿に譲ることとしたい。

<文献>

- 相澤 出 (2004) 「ヴェーバーにおける学問研究の社会学—『授与—諒解』論の視点から」『社会学研究』75;83-112
- 福島真人 (2001) 暗黙知の解剖—認知と社会のインターフェース、金子書房
- 松井克浩 (2007) 『ヴェーバー社会理論のダイナミズム—「諒解」概念による『経済と社会』の再検討—』未来社
- 向井 守 (1997) 『マックス・ウェーバーの科学論—ディルタイからウェーバーへの精神史的考察—』ミネルヴァ書房
- 長山恵一・清水康弘 (2006) 『内観法—実践の仕組みと理論—』
- 中野敏男 (1990) 「解説—理解社会学の綱領的な定礎として」(ヴェーバー1913 (海老原明夫・中野敏男訳 1990 『理解社会学のカテゴリー』未来社、147-193頁)
- 折原 浩 (1969) 『危機における人間と学問—マージナル・マンの理論とヴェーバー像の変貌』未来社
- 折原 浩 (2000) 「『双頭の五肢体部分』は容認できるか」(シエルフター・折原2000 『『経済と社会』再構成論の新展開』未来社、115-150頁)
- 折原 浩 (2007) マックス・ヴェーバーにとって社会学とは何か—歴史研究への基礎的予備学—、

勁草書房

小路田泰直、折原浩、水林彪ほか (2009) 比較歴史社会学へのいざないーマックス・ヴェーバーを
知の交流点としてー、勁草書房

丸山真男 (1976) 戦中と戦後の間、みすず書房

丸山真男 (1986) 「文明論之概略」を読む 上巻、岩波書店

水林 彪 (2006) 天皇制史論一本質・起源・展開、岩波書店

水林 彪 (2007) 「支配のLegitimität」概念の再考、思想、995 ; 60-90、岩波書店

Talcott Parsons (1937) The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference
to a Group of Recent European Writers, McGraw Hill. (稲上毅、厚東洋輔訳 (1974) 社会的行為
の構造/ヴェーバー I (第 4 分冊)、木鐸社。稲上毅、厚東洋輔、溝部明男訳 (1989) 社会的行為
の構造/M・ヴェーバー論 (II) (第 5 分冊)、木鐸社)

ヴェーバー (1904) (富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳 1998) 『社会科学と社会政策にかかわる
認識の「客観性」』岩波書店

ヴェーバー (1913) 理解社会学のカテゴリー (海老原明夫・中野敏雄訳、1990、未来社)

ヴェーバー (1921) (阿閉吉男・内藤莞爾訳 1987) 『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣

ヴェーバー (1925) (濱島朗訳 1954 『権力と支配』みすず書房、175-188頁) 「政治共同体」

ヴェーバー (1956) (世良晃志郎訳 1960) 『支配の社会学 I』創文社

ヴェーバー (1971) (脇圭平訳 1980) 『職業としての政治』

ヴェーバー (1976) (中村貞二訳 1977 『みすず』第211号64-81頁) 「種族的共同社会関係」

柳父圀近 (2010) マックス・ヴェーバーにおけるLegitimitätsglaubeの意味ー支配の「正統性」と
「正当性」ー、政治と宗教155-198頁、創文社